

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

昭和十六年十一月四日
第千二百八十一號

火曜日

鳥取縣知事

八田三郎

鳥取縣知事
八田三郎

◆鳥取縣令第六十二號

大正九年九月鳥取縣令第五十號中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和十六年十一月四日

一 米子市掃除巡視定員欄「四」トアルヲ「八」ニ改ム

當分ノ内牛ノ取引ヲ左ノ通定ム
昭和十六年十一月四日

畜牛取引取締規則

鳥取縣知事
八田三郎

第一條 牛ノ需給調整ヲ圖ル爲當分ノ間畜産組合ノ經營スル牛馬市場ニ於テ爲スニ非ザレバ牛（食肉配給統制規則ニ依リ賣買スル肉牛ヲ除ク）ノ賣買交換ヲ爲ストヲ得ズ 但シ所屬畜産組合長ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告示

00448

◆鳥取縣告示第八百六十二號

鳥取縣青果物配給統制規則第三條ノ消費地域並荷受機關左ノ通り指定ス

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事 八田三郎

指定消費地域
鳥取市

株式會社鳥取青果卸賣市場
倉吉青果市場株式會社

有限會社米子青果卸賣市場

◆鳥取縣告示第八百六十三號

岩美郡、鳥取市畜產組合ニ對シ鳥取定期犢駒羅市場業務規程一部改正ノ件左ノ通十一月四日付認可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事 八田三郎

市場名	取扱	三月	既定日	八月	既定日	十二月	割改	正月	十一月
鳥取犢駒羅市場	犢駒	二十六日	二十三日、二十四日	二十五日、二十六日	十九日、十八日	二十六日	十三日、十四日	十五日、十六日	十七日、十八日
		二十七日				二十七日			

◆鳥取縣告示第八百六十四號

岩美郡、鳥取市畜產組合ニ對シ鳥取常設家畜市場業務規程一部左ノ通改正ノ件十一月四日付認可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事 八田三郎

市場名 取扱 既定開催日 改正開催日

鳥取常設家畜市場浦富分場 牛、馬 每月十四日 每月二日、八日、十四日、二十日、二十七日

日野郡畜產組合ニ對シ定期犢駒羅市場業務規程一部改正ノ件左ノ通十一月四日付認可セリ
昭和十六年十一月四日

◆鳥取縣告示第八百六十五號

市場名	取扱	三月	既定日	七月	九月	十一月	三月	改正	八月	九月	十一月
溝口定期犢駒羅市場	犢駒	二十二日	六日	二十九日	二十二日	二十二日	二十二日	改正	七日	二十九日	二十二日
		二十三日	八日	二十一日	二二日	二二日	二二日				
		二十四日									

00450

三榮 同 同	十九日	二日	十六日	二十一日
	三日	四日	三日	十五日
根雨 同 同	二十日	五日	十七日	二十一日
	四日	十八日	二十二日	二十一日
昭和十六年十一月四日				

◆鳥取縣告示第八百六十六號

日野郡畜產組合ニ對シ上菅臨時家畜市場開設ノ件十一月四日付左ノ通許可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事 八田三郎

一 市場名稱 上菅臨時家畜市場
二 位 置 日野郡坂町大字上菅字荒神石ノ上道上エ、一八五番地

三 開設者氏名 日野郡畜產組合

四 開設ノ日時 昭和十六年十二月自一日至四日三日間

五 取扱家畜 牛、馬

00451

彙

報

不急鐵製品の製造禁止

〔鐵製品製造制限規則〕の公布

吾々は進んで代用品を使はう

(商工課)

先般「銑鐵鑄物の製造制限に関する件」及び「鋼製品の製造制限に關する件」を廢止して、新に「鐵製品製造制限規則」を制定し、本年九月二十二日公布(同日官報)せられて同月二十五日から施行せられてゐるが、この規則には第一條に於て

當日製造中のものは九月二十五日より一週間以内に地方長官に届出がなされ、又この制限せられた物品は本年十二月二十五日以後は一切販賣を禁止せられたのである。

しかして右第二條により商工大臣に於て指定せられた物品は九月二十三日の官報に告示されてゐるが、これによると從來の製造禁止品目二百種の外に、更に今回百五十種が加へられたのであって、今回の製造禁止品目は大抵印刷機械機具・エスカレーター・エレベーター・釣鐘から寫真機・蓄音機及蓄音機針・家庭用品では五右衛門風呂・火鉢・五徳・七輪・焜爐や茶道具類、如露や霧吹器・蚊帳の釣手・幌蚊帳の骨等、又、手提金庫や置時計・置物から剣道の具とか、桶や桶の箍、鉛筆削や硯の水入に至るまでおよそ代用品で辛抱できるものは全部製造禁止となつたわけである。

前にも記したやうに我が國では今や米英其の他の國々からの鐵鋼等の金屬類の輸入が止つた爲、製鐵方法の上に大なる變革が行はれて從來の屑鐵よりの製鐵を廢して鐵鑄石よりの製鐵に轉換しつゝあるのであつて、戰爭遂行途上に於てこの製鐵方法の轉換しとあつて、この製造制限が行はれた物品にしてこの制限規則施行と定められ、第二條に於て

〔商工大臣ノ指定シタル物品又ハ其ノ部分品ハ鐵ヲ以テ之ヲ製造(鑄造スル場合ヲ含ム)スルコトヲ得ズ〕

普通鋼及特別鋼(ニッケルノ含有量千分ノ四以上ノモノヲ除ク)、並ニ此等ノ屑及故ヲ謂フ」

00452

行ふのだから、その過程間に國內に鐵不足を生ずることは蓋し當然といはねばならぬ。しかしこの鐵鑄よりの製鐵も既に着々進捗してゐて、今暫くでわが自給自足が出来るのであるから、この轉換期に於て國民の大覺悟の下に鐵不足を耐え忍んで、國家の爲に進んで代用品を使用して行くことは銃後國民の極めて堅要なる義務である。吾々は目下行はれてゐる鐵銅製品の特別回収に積極的に協力して戰爭物資貢献に應ずると共に、この鐵製品製造制限に伴つて起る鐵製品缺乏の不便さに耐えて、進んで代用品使用に轉換する積極的態度を持たねばならない。

それに代用品といつても今や鐵製品以上の性能を發揮して立派な新興製品となりつゝある。例へば臺所用品にしても焜爐や七輪の如きは立派な耐熱陶器が出来て代用品といふ名を脱却しつゝあるし、洗面器の如きも從來の琺瑯鐵器より壊れ難くて美しいセルロイド製品が登場してゐる。辨當箱やスキ焼鍋にしてもアルマイト製品は從來の鐵製品以上である。

しかし新興製品も從來の鐵製品も各々その特長と短所はあるのであるから、よく取扱ひ方に注意しなければならないことは當然である。耐熱陶器は熱を導き難くて火に對する危険が少いが、急激に熱したり又冷したりすると壊れやすいとか、セルロイド製品は軽便であつて美麗であるが火に近づけてはなれぬといふ風に、

00453

その傳達式を薦花獻る明治節の佳辰を以て、知事以下各關係官及び來賓多數參列して午前十一時より縣廳儀式場に於て舉行した。

季節保育所が臨戰態勢上不可缺の施設として急速に其の普及徹底を遂げねばならぬとき、陛下の厚き御恩召の程洵に恐懼に堪えぬ次第である。

又これと併せて滿六歳以上の子弟を一人の死亡もなく、十人以上育て上げた優良多子家庭に對しても、厚生大臣より表彰狀並に記念品を贈られたのでこれが傳達式を擧げた。尙これに對しこの目出たくも意義深い表彰について、鳥取縣愛育聯盟よりも記念品を贈つて祝意と敬意を表したのであつた。

優良季節保育所

所在地及名稱	經營主體及代 表者職名	開設場所	創立年月日
東伯郡社村	共村並婦人會長	社國民學校	昭和七年六月
田中 瞬惠子	福光 婦人會長	浦富青年會館	昭和四年六月
東伯郡高城村	牧野 收野	大日寺	昭和六年六月
櫻保育所	浦富婦人會長	智圓	
岩美郡保育所	福光 婦人會長	大日寺	
浦富青年會館	牧谷青年會館	昭和四年六月	

優良多子家庭

住 所	被 表 彰 者	年 齡	職 業	母ノ分		
				第一子	第二子	女
岩美郡倉田村	橋本 保育所	婦人會	公會堂	昭和八年六月		
氣高郡神戸村	廣岡 みね					
上砂見保育所	米村 攝牛					
勝見保育所	慶徳 寺	昭和九年六月				
氣高郡正條村	慶徳寺	昭和九年六月				
勝見青年會館	昭和三年六月					
正條村婦人會長						
木下 靜造						
鳥取市	橋本 保育所					
米子市	廣岡 みね					
博労町	松本 積善					
下北條村	志な 四五六地主					
東伯郡	主 三四五地主					
逢坂村	主 四七二					
氣高郡	五 一六二一					
下中山村	五 二六二一					
東伯郡	五 一六二一					
倉吉町	五 一六二一					
母父 同吹野 七四二	五 二六二一					
母父 同好藏 七四二	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					
五四五組工葉合業子	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					
五五四組工葉合業子	五 一六二一					

新興製品を使ふにはよくその性能と特徴を知つてそれに合するやうに注意しなければならないわけである。

今回の鐵製品製造制限は自然種々の代用品進出を來すであらうが、この鐵製品製造制限も鐵銅製品の特別回収も、結局はいづれも近く鐵を増産する爲の必要な資源を準備するためであるから、やがて製鐵量も増加して鐵製品も追々増して來るわけである。われわれは徒らに從來の習慣に執着してゐてはならない。第一線に死闘する皇軍將兵の勞苦を思ひ、刻々逼迫する國際情勢の惡化を察して、銃後を守る國民の義務として國家の鐵資源保持増強政策に協賛しなければならぬ次第である。

優良季節保育所 優良多子家庭

(社)會課
明治節の佳き日縣廳儀式場にて

畏くも農山漁村の乳幼兒の上に有り難き御心を垂れさせ給ふ

皇后陛下に於かせられては季節保育所御獎勵の御恩召を以て、

縣下

良保育所に對し御内帑金を御下賜あらせらることとなり

に協賛しなければならぬ次第である。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

阿爾縫村 父死 母藤原トヨ 六二小作農一八四三七〇一〇一

右の中双生兒（男、女）一組の出産あり

木灰供出強化運動!!

十三萬八千貫を目標

(社會教育課)

食糧の増産を圖るは刻下喫緊の要務である。而して之に伴ふ肥料の圓滑なる配給を期するは食糧の増産を完遂する上に於て必要なことであるが、併し現下の肥料配給事情に於ては之が圓滑なる配給を期することは到底望み難いので、國及び縣に於ては從來自給肥料の増産に極力指導督勵を行つて來たのである。

加里質肥料たる木灰の蒐集に付いても縣では從來屢々獎勵し來つたのであつたが、今回帝國農會主唱の下に「木灰供出強化運動」が全國的に展開せられることになつたので、鳥取縣農會でも大政翼賛會、產業報國聯盟各縣支部、農事試驗場、各都市農會、其の他婦人團体、青少年團等の協力の下に加里質肥料補給のため各家庭に於ける木灰を蒐集すべく、婦人會、青少年團を本運動の中核として十一月から明年三月までの期間に亘つて木灰供出強化の一

大運動を開催し、全縣下で十三萬八千四百五十貫の木灰を蒐集することとなつた。

之が實行に當つては各市町農會が市、町の警防團、婦人會、學校及び青少年團等と連絡して各家庭に趣旨及實行方法を通達せしめ、貯藏せられたる木灰を毎月興亞奉公日の午前中に隣保班を通じ各町内の一定場所に持ち出させ、同日午後此の持ち出された木灰を婦人會、學生々徒及び青少年團員が木灰假置場に集荷し、此の集荷せられた木灰は實費を以て各地方に公平に配給せられることになつてゐる。尙ほ官衙、學校及び會社等に於ても右の趣旨に鑑みどし／＼供出せられるやう切望する次第である。

鳥取市	三七、七九〇貫
米子市	三二、六〇〇
岩美郡	三、八九〇
八頭郡	一七、〇五〇
氣高郡	五、五〇〇
東伯郡	二一、四二〇
西伯郡	一一、六六〇
日野郡	八、五四〇
計	一三八、四五〇

青壯年國民登錄!!

男女可働能力者の申告

提出期限十一月十日迄

(職業課)

から除外されてゐる。

男子

1 職業能力申告手帳の交付を受けてゐる者

2 國民勞務手帳の交付を受けてゐる者

3 兵役法第四十一條の勅令の定むる學校（中等學校以上）に在學する者

4 國民職業能力申告令第十一條に掲ぐるもの（現役・召集

つゝある現狀に鑑み、さきに國民登錄の一部として「青年國民登錄」が實施されたのであるが、今回更にその年齢範囲を擴張する

と共に、一方女子に於ても一定年齢層の働き得る人達をも加へて

その一般職業能力について登録し、以て人的動員の遂行に遺憾なきを期すこととなつた。これが即ち「青壯年國民登錄」といはれるものである。

この青壯年國民登錄は毎年九月末日現在によつて十月十日までに居住地の市町村長を經て國民職業指導所長に申告せねばならぬことになつてゐるが、特に本年に限り十月末日現在によつて十一月十日までに提出することとなつた。

今回この青壯年國民登錄として申告すべき者は、男子は満十六歳以上四十歳未滿の者、女子は満十六歳以上二十五歳未滿の者であるが、この中次の各項に該當するものはこの一般職業能力申告

1 配偶者のある者

2 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又は女子學習院に在學する者

3 國民職業能力申告令第十一條に掲ぐる者（前出）

この申告に要する用紙即ち「一般職業能力申告票」は、右の要申告者に對して市町村長より配布されるから、要申告者は該當欄にそれ／＼記入して置き、蒐集に來た勞務動態調査員に提出する

この用紙は申告票と申告控とになつてゐるが、そのいつれにも

記入するのであつて、労務動態調査員はこの申告票及び申告控の内容を審査し、脱漏又は誤謬のないときは検印（申告控には受領印）を探し、割印の上、申告控の方は要申告者に交付するから、要申告者はこの控を一ヶ年間保存する。但し徵兵検査前の者はこの申告控を徵兵検査の當日徵兵官を経て國民職業指導所長に返還するのである。

なほ市町村長はその市町村内に居住する要申告者に對し、労務

動態調査員又は部落會長、町内會長を通じて、この申告の趣旨並に内容を周知徹底せしめ申告漏のないやう努力せられたい。

00456

本文一一二行目「最近生糸輸出の制限に伴ふ桑園の整理跡地に
麥作付を行つて」を削る

兵器獻納資源回収運動醸出金報告

金額 町村名

一金二十八圓六十二錢 八頭郡船岡村
一金一圓七十七錢 西伯郡崎津村
一金二十四圓九十八錢 東伯郡宇野村
一金八圓十一錢 八頭郡八上村
一金一圓八十錢 氣高郡農實村
一金十四圓七十二錢 東伯郡日下村
一金十一圓三十五錢 氣高郡大和村
一金十五圓 八頭郡散岐村
一金十一圓六十七錢 氣高郡逢坂村
一金百五十七圓二十錢 東伯郡倉吉町
一金貳拾九圓四拾七錢 西伯郡渡村
一金五拾參圓拾錢 東伯郡倉吉町
一金壹百參拾壹圓七拾壹錢

訂正	鳥取縣公報第千二百七十九號（十月二十八日發行）	彙報記事「桑園整理跡地に麥作付の割當實施」中、 八頭郡及び日野郡の反別を左記の通り訂正す
整 理 反 別 計	一、一三四町	
隔 畦 拔 株 反 別 計	三四〇町	
交 畔 伐 截 反 別 計	一、四八七町	
計	二、九六一町	
郡 別 中		
八頭郡	一四八・七町 反	一四・五町 反
日野郡	二九・七	九・七
	四二・三	

昭和十六年十一月四日印刷
昭和十六年十一月四日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支 所 鳥取刑務支所